

「水郷桜イルミネーション」キッチンカー出店者募集要項

1 募集の目的

この要項は、土浦市霞ヶ浦総合公園で実施する水郷桜イルミネーション期間中の会場内におけるオープンスペースを活用し、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食物の提供を行うことで、市民の憩いの場としての利便性の向上及びにぎわいの創出をさらに高めることを目的とします。

2 募集概要

水郷桜イルミネーション推進委員会（事務局：土浦市産業文化事業団）では、霞ヶ浦総合公園での水郷桜イルミネーションの会場内において、キッチンカーによる飲食物の提供を行う出店者を募集します。

3 出店場所及び区画

キッチンカーの出店は、次に掲げるとおりとします。

エリアA：オランダ型風車前広場（公園の電源が使用可） 5台

エリアB：オランダ型風車南側（電源はありません） 5台～10台程度

位置図のとおり

※出店区画は当推進委員会の指定する場所に限りません。

希望者多数の場合は、出店日ごとに抽選を行い出店者を決定いたします。

出店区画については、出店日ごとに抽選を行い、決定いたします。

4 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は以下のとおりとします。

【営業日】令和6年11月23日（土）～令和7年1月13日（月）

【営業時間】16時00分から21時00分まで

【元日早朝】令和7年1月1日（水）5時00分から9時00分まで

※以下のイベント開催日は除く。

12月 7日（土）、 8日（日） 台湾フェスティバル

12月14日（土）、15日（日） ほしぞらマルシェ

12月21日（土）、22日（日） ほしぞらマルシェ

※ほしぞらマルシェについては別途募集いたします。

次に掲げる場合には、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合があります。

(1) 緊急の工事等により、支障があると推進委員会が認めたとき。

(2) 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため、推進委員会が必要と認めたとき。

(3) 推進委員会が特に必要と認めたとき。

※上記により、出店の許可を取り消した場合には、材料費、人件費、売り上げなど一切の損失については、補填、賠償等はいたしません。

5 準備及び撤収時間

キッチンカーの出店に係る準備及び撤収時間は下記のとおりとします。

(1) 準備開始時間 15時00分から

(2) 撤収完了時間 21時30分まで

(3) 営業時間について、短縮する必要があるときは、事務局との協議により短縮することができます。

6 出店料について

(1) 出店料

平日：1,000円/1日

土日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)：2,000円/1日

(2) 支払い方法

毎回出店ごとにネイチャーセンター管理事務所に現金にてお支払いください。センターが休館の場合は、次回出店のときに前回の分も合わせてお支払いください。

7 備品及び電源の使用について

(1) 販売に必要な備品については、原則出店者側ですべて用意してください。

(2) 電源に関しては、所定のコンセントボックスを使用してください。ただし、延長ケーブル等必要な機材は出店者側で用意してください。なお、電気の使用可能容量には限度があるため容量に注意し、ブレーカーが落ちないように各店舗が協力して必要最低限の使用を心掛けてください。(公園の電源が使用できる場所は、エリアA：オランダ型風車前広場のみ)

8 出店資格

出店者は、次の何れかの条件を満たす個人、法人、任意団体であること。ただし、別途当推進委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(1) 土浦市に在住する者

(2) 土浦市に勤務する者

(3) 土浦市の周辺地域で営業する者

9 出店者の制限

次の項目に掲げる者は出店することが出来ません。

(1) 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)

(2) 破産者であって復権していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者又はその繋がりがあると認められる者

(4) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されたもので判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

(6) 社会問題を起こしている者

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続の申立てがなされている事業者

(8) 市税を滞納している者(他市に在住する者は居住地の税とする。)

- (9) 法令に違反している者
- (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会が不相当と認める者

10 禁止品目

消費期限及び賞味期限が過ぎた飲食物又は当該飲食物を使用して調理したものと及び当推進委員会が不相当と判断したものは販売禁止とする。

11 申請方法（募集から出店までの手続きの流れ）

【募集受付期間】 令和6年9月2日（月）～9月30日（月）必着

- 【提出書類】
- ① 水郷桜イルミネーション出店申請書
 - ② 営業許可証（写し）
 - ③ 直近の納税証明書

【書類の提出】

申請書は水郷体育館窓口で受け取るか、水郷桜イルミネーションの公式ホームページよりダウンロードしてください。必要事項を記入し、必要書類を添えて水郷体育館窓口へ直接提出又はメールにてご提出ください。

【内容確認（審査）】 令和6年10月 1日（火）～

【出店許可書の送付】 令和6年10月10日（木）～

【説明会・抽選会】 令和6年10月24日（木）14：00～

説明会及び抽選会を開催しますので、責任者の方の出席をお願いいたします。希望者多数の場合は、出店日ごとに抽選を行い、出店者を決定いたしますので必ずご出席ください。（代理の方の出席も可）

イルミネーション期間中は、日ごとに出店者の中から連絡調整係を1名選出いたします。抽選により区画を決定し、区画①出店の方に事務局との連絡調整を行っていただきます。

【出 店】 令和6年11月23日（土）～

12 出店者の選考方法

提出された書類を審査の上、決定します。審査等に関する問合せについては、一切応じられませんのでご了承ください。

13 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 指定場所以外での販売を行わないこと。
- (2) 販売時間及び区画を遵守すること。
- (3) 出店場所及び周辺の美化に努めること。
- (4) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (5) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請し、その許可書の写しを提出すること。
- (6) 食品衛生法等の法令及び基準を守り、適正に販売すること。
- (7) 出店の際に出るゴミは店舗ごとに持ち帰ること。また、飲食後の販売

物のゴミについても、各店舗で回収・持ち帰ること。

- (8) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (9) 販売する商品等には、適正な表示を行い、価格を明示すること。
- (10) 申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (11) 出店権利の第三者譲渡及び貸与をしないこと。
- (12) プロパンガス及び発電機等を使用する場合には、法令に定める安全基準を遵守すること。
- (13) 危険物等を持ち込まないこと。
- (14) 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。
園内を移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行（10km/h以下）すること。
- (15) 公園内の施設、工作物及び設備等を損傷した場合には、速やかに事務局に報告するとともに出店者の責任において現状復旧すること。
- (16) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を事務局に報告すること。
- (17) 退園時は、周辺を清掃するとともに現状回復すること。
- (18) 他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
- (19) 市又は推進委員会主催のイベント等への参加及び協力に努めること。
- (20) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更をしないこと。
- (21) 事務局に無断で出店を取りやめないこと。なお、出店を取りやめる場合は、速やかに事務局に報告するとともに、自店が運営するホームページやソーシャルメディア媒体等で周知すること。
- (22) 調理用水及び排水などは、園内設備等の使用はできませんので営業に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (23) 搬入・搬出時は必ずバリケードの開閉をすること。
- (24) 来場者のニーズ調査のため、点灯期間終了後に出店日ごとの売上金額を事務局に提出すること。
- (25) この要項又は公序良俗に反する行為を行い、出店を許可することが適切でないとき認めるときは、出店の許可を取り消すことがあります。なお、この場合に 出店者に損害が生じても推進委員会は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (26) 前各号に掲げるもののほか、当推進委員会が必要と認める事項を遵守すること。

1.4 問合せ先

水郷桜イルミネーション推進委員会

事務局：(一財)土浦市産業文化事業団（水郷体育館内）

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田1051番地

TEL:029-823-4811 FAX:029-823-4812

e-mail: t-jigyoudan@suigo.jp

公式HP: <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page016508.html>

公式Instagram: https://www.instagram.com/suigo_sakura2023/